

家族をつなぐ終身保険(無配当特別終身保険(I型))

「約款」変更のお知らせ

「普通保険約款」別表4および「特別条件特約条項」別表「対象となる所定の感染症」に関する記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管くださいますようお願いいたします。

変更箇所

○「普通保険約款」別表4および「特別条件特約条項」別表「対象となる所定の感染症」にある新型コロナウイルス感染症の対応を変更します(波線部分が変更箇所になります)。

該当箇所	2021年4月版	2022年4月版
約款21 別表4	(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症について、上記の対象となる所定の感染症に含めます。ただし、当該感染症が	(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限り、)は、感染症の予防及び
約款51 別表	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項または第4項の感染性の疾病に追加されたのち、それらの感染性の疾病から除外された日以後に支払事由に該当した場合は対象外とします。	及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めます。